

公益財団法人下関市水道サービス公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人下関市水道サービス公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県下関市春日町8番1号に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、水道が市民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水道に関する市民サービスの向上、広報啓発及び施設の適正かつ合理的な維持管理に資する事業を行い、もって公衆衛生の向上と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 給水装置の適正管理に関する事業
- (2) 災害備蓄用水管理に関する事業
- (3) 水道の安定供給促進に関する事業
- (4) 水道に関する知識の普及啓発に関する事業
- (5) 水道施設の適正管理に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、下関市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部又は全部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 前項の評議員会の承認は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
- 二 ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 理事長は、評議員会の日の7日前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該評議委員会に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を専務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 7 監事は理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 8 監事は理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめさせることを請求することができる。
- 9 監事はその他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任

することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、事業年度毎に4月及び3月の年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第26条第5項及び第6項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が、専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子広告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることのできない場合は官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程

- (7) 事業計画書及び收支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第8条に定めによるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は吉村栄治、業務執行理事は白石則仁とする。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金額
定期預・貯金	50,000,000 円

公益財団法人下関市水道サービス公社 役員名簿

平成26年8月1日現在

役職名	氏名	備考 (所属団体役職名)	勤務形態
1 理事長	吉村栄治	下関市(元下関市上下水道局理事)	常勤
2 専務理事	白石則仁	下関市(元下関市上下水道局副局長)	常勤
3 理事	岩本玲子	下関市連合婦人会副会長	非常勤
4 理事	芝崎佳人	下関市上下水道局企画総務課長	非常勤
5 理事	高山剛	下関市商工会議所総務部長	非常勤
6 理事	中島弘	下関市連合自治会副会長	非常勤
7 監事	磯部雄次	下関市上下水道局参事	非常勤
8 監事	日野善明	下関市社会福祉協議会豊浦支所長	非常勤
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

平成 25 年度

事業報告書及び決算報告書

財団法人 下関市水道サービス公社



目 次

平成25年度 財団法人 下関市水道サービス公社事業報告書

1 . 概 要	1 頁～2 頁
2 . 処務事項	3 頁～4 頁
(1) 役員の人数	3 頁
(2) 役員の異動	3 頁
(3) 職員の人数	3 頁
(4) 理事会の開催	4 頁
(5) 山口県知事への報告・申請・届出	4 頁
3 . 財務事項	4 頁

平成25年度 財団法人 下関市水道サービス公社決算報告書

1 貸借対照表	5 頁
2 正味財産増減計算書	6 頁～ 7 頁
3 正味財産増減計算書内訳表	8 頁～10 頁
4 財務諸表に対する注記	11 頁～12 頁
5 附属明細書	13 頁
6 貢産目録	14 頁～15 頁
7 監査報告書	16 頁



平成25年度 財団法人 下関市水道サービス公社

事 業 報 告 書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

1. 概 要

平成25年度の事業実施状況は次のとおりです。

(1) 小規模貯水槽水道の管理指導業務

貯水槽水道	うち小規模 貯水槽水道	現地調査 対象施設	資料 配布	文書 郵送	直結 給水	設備 撤去等	摘要
1,683 件	1,165 件	405 件	369 件	3 件	15 件	18 件	山の田・山陰・勝山 長府・山陽

平成26年3月現在

24 年度 403 件

(2) 水道技術講習等業務

ア 日 時 平成26年 2月27日(木) 13時30分～16時00分

イ 場 所 下関市水道技術研修センター(長府浄水場内)

ウ 講習内容

- ・旧型バルブ操作の扱いについて
- ・甲型分水栓の閉塞について
- ・鉛工作業について

エ 受講者 下関市給水装置工事事業者 2名及び下関市上下水道局職員 7名

(3) 宅地内給水装置診断業務

受付件数	給水装置	給水装置外	再調査	異常なし
2,506 件	1,401 件	803 件	88 件	214 件

24 年度 2,537 件

(4) 水道施設見学、体験業務

区分	人 数	備 考
大人	28 人	高尾浄水場、日和山水道資料室の見学
子供	79 人	浄水処理の実験、残留塩素測定の体験
合計	107 人	

24 年度 83 人

(5) 水道相談業務

受付件数	料金関係	給水装置・修繕関係	水質関係	メータ関係	その他
45 件	11 件	25 件	2 件	1 件	6 件

24 年度 22 件

(6) 市役所窓口業務

① 市役所上下水道局窓口取扱件数

項目	取扱件数	取扱金額	摘要
水道料金等	6,280 件	55,744,049 円	市役所1Fロビー設置
	24 年度	6,658 件	60,064,133 円

② 窓口での閑露水取扱件数

取扱件数	取扱金額
699 件	233,120 円
24 年度	672 件

(7) 災害備蓄用水管理業務

① 閑露水宅配(公社事務所での取扱件数)

配達件数	商品金額	配達金額	合計金額
71 件	179,800 円	8,300 円	188,100 円
		24 年度	58 件 147,000 円

② 閑露水取り扱い

種類別	取扱数	頒布配布 (局) (市窓口)	配達頒布 (公社取扱)	自動販売機 (豊北総合支所)	業者 (5業者)	災害備蓄用 (総合支所他)
500ml	23,396 本	5,674 本	2,117 本	248 本	117 本	15,240 本
2000ml	11,965 本	9,291 本	124 本	930 本	—	—
		24 年度	500ml	26,444 本	2000ml	12,606 本

(8) 内日貯水池維持管理業務

内日貯水池及び周辺の維持管理並びに導水線路の巡視

(9) 配水管末水質調査業務

残留塩素	計	放水量	計
測定箇所	113 箇所	測定箇所	74 箇所
測定件数(延べ)	851 件	測定件数(延べ)	442 件

(10) 水道メータ管理業務

取付数(出庫)					取外数(発生品)					
新設	既設	事故			検定満期	計	閉栓	事故	検定満期	計
		試験	不動	破損						
1,426 個	1,395 個	3 個	178 個	274 個	13,942 個	17,218 個	2,463 個	455 個	13,942 個	16,860 個
					24 年度	14,550 個			24 年度	13,461 個

2. 処務事項

(1) 役員の人数

理事 6名(理事長1名、専務理事1名を含む)

監事 2名

(2) 役員の異動

任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日

役職名	氏名	就任年月日	備考
理事長	吉村 栄治	平成25年4月1日	常勤
専務理事	白石 則仁	平成25年4月1日	事務局長
理事	岩本 玲子	平成25年4月1日	
理事	芝崎 佳人	平成25年4月1日	
理事	高山 剛	平成25年4月1日	
理事	中島 弘	平成25年4月1日	
	(理事 6名)		
理事長	吉武 泰志	平成23年4月1日	平成25年4月1日辞任
理事	河野 博	平成23年4月1日	平成25年4月1日辞任
理事	小林 国彦	平成24年4月1日	平成25年4月1日辞任
理事	原野 治夫	平成24年4月1日	平成25年4月1日辞任
理事	山邊 佳文	平成21年7月1日	平成25年4月1日辞任
監事	磯部 雄次	平成25年4月1日	
監事	日野 善明	平成25年4月1日	
	(監事 2名)		

(3) 職員の人数

職員 14名(内嘱託職員2名を含む)

(4) 理事会の開催

会議名	開催年月日及び場所	議題	備考
第1回 理事会	平成25年4月1日 下関市役所 3階南会議室	・理事長及び専務理事の選任について	
第2回 理事会	平成25年4月24日 下関市上下水道局 4階会議室	・平成24年度事業報告書の承認について ・平成24年度決算報告書の承認について	原案可決
第3回 理事会	平成25年10月3日 下関市上下水道局 4階会議室	・新法人移行後の定款の承認について ・平成25年度の補正予算の承認について ・山口県へ提出する移行認定申請書一式 (電子申請)の承認について	原案可決
第4回 理事会	平成26年3月18日 下関市上下水道局 4階会議室	・平成26年度事業計画書の承認について ・平成26年度収支予算書の承認について	原案可決

(5) 山口県知事への報告・申請・届出

年月日	文書番号	報告・申請・届出事項
平成25年5月2日	関水公第9号	・特例民法法人登記完了届の提出について
平成25年11月11日	電子申請	・公益財団法人への移行認定申請
平成26年3月24日	関水公第69号	・平成24年度事業報告書及び決算報告書並びに 平成25年度事業計画書及び収支予算書の提出について

3. 財務事項

受取出資金の保有状況

受取年月日	出資団体名	金額	摘要
平成2年2月9日	下関市	50,000,000 円	金融機関への定期預貯金

平成25年度 財団法人 下関市水道サービス公社
決 算 報 告 書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

1 貸 借 対 照 表
平成26年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	2,069,194		
流動資産合計	2,069,194		
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預金	50,000,000		
基本財産合計	50,000,000		
(2) 特定資産			
什器備品	1,007,117		
車両運搬具	701,647		
特定資産合計	1,708,764		
固定資産合計	51,708,764		
資産合計	53,777,958		
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	2,006,748		
預り金	62,446		
流動負債合計	2,069,194		
2 固定負債			
固定負債合計	0		
負債合計	2,069,194		
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
受取出資金	50,000,000		
特定資産	1,708,764		
指定正味財産合計	51,708,764		
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)		
2 一般正味財産	0		
(うち基本財産への充当額)	(0)		
正味財産合計	51,708,764		
負債及び正味財産合計	53,777,958		

※ 『「公益法人会計基準」の運用指針』(内閣府公益認定等委員会 平成20年4月11日、平成21年10月16日改正)により、前年度欄及び増減欄については記載していない。

2 正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	133,838		
基本財産受取利息	133,838		
指定正味財産からの振替額	614,047		
減価償却費相当額	614,047		
事業収益	19,010,091		
受取補助金等	27,940,941		
雑収益	10,454		
普通預金受取利息	2,154		
その他雑収益	8,300		
経常収益計	47,709,371		
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	44,973,242		
給料手当	5,070,441		
退職給付費用	29,669,931		
福利厚生費	1,210,910		
旅費交通費	4,875,373		
減価償却費	570		
通信運搬費	581,021		
消耗什器備品費	253,599		
消耗品費	258,529		
修繕費	269,833		
研修費	432,720		
印刷製本費	0		
燃料費	725,981		
光熱水料費	372,209		
委託費	121,772		
手数料	133,310		
賃借料	89,374		
保険料	371,472		
租税公課	536,197		
管理費	2,736,129		
役員報酬	869,774		
給料手当	466,863		
臨時雇賃金	20,000		
退職給付費用	75,140		
福利厚生費	225,803		
被服費	151,839		
旅費交通費	189,904		
減価償却費	33,026		
通信運搬費	6,561		
消耗什器備品費	87,709		
消耗品費	7,969		

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増減
修繕費	2,775		
研修費	63,730		
印刷製本費	65,709		
燃料費	742		
光熱水料費	16,039		
委託費	339,330		
手数料	7,623		
賃借料	15,882		
保険料	2,308		
諸会費	16,000		
租税公課	71,403		
経常費用計	47,709,371		
評価損益等調整前当期経常増減額	0		
評価損益等計	0		
当期経常増減額	0		
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
減価償却資産除却損相当額	4,915		
受取補助金等	11,156		
経常外収益計	16,071		
(2) 経常外費用			
減価償却資産除却損	4,915		
賠償金	11,156		
経常外費用計	16,071		
当期経常外増減額	0		
当期一般正味財産増減額	0		
一般正味財産期首残高	0		
一般正味財産期末残高	0		
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	343,140		
一般正味財産への振替額	△ 618,962		
当期指定正味財産増減額	△ 275,822		
指定正味財産期首残高	51,984,586		
指定正味財産期末残高	51,708,764		
III 正味財産期末残高	51,708,764		

※ 『「公益法人会計基準」の運用指針』(内閣府公益認定等委員会 平成20年4月11日、平成21年10月16日改正)により、前年度欄及び増減欄については記載していない。

3 正味財産増減計算書内訳表
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

科 目	実施事業等会計		その他会計			法人会計 内部取引 消去	合計
	実施事業 1	実施事業 2	計	その他事業 1 市民サービス事業	その他事業 2 施設等維持 管理事業	共通	
I 一般正味財産増減の部							
1. 1. 経常収益							
(1) 経常収益							
基本財産運用益							
指定正味財産からの振替額	156,671	114,480	133,838	133,838	19,981	289,889	0
減価償却費相当額	156,671	114,480	133,838	271,151	19,981	289,889	0
事業収益	2,675,064		2,675,064	2,675,064	3,907,837	12,427,190	309,870
受取補助金等	2,186,366		25,164,665	25,164,665	75,327	8,300	309,870
雑収益			0	0			16,335,027
普通預金受取利息			0	0			75,327
その他雑収益	5,018,101	23,092,779	133,838	28,244,718	4,003,145	12,725,379	2,700,949
経常収益計	5,018,101	23,226,617	28,244,718	4,003,145	12,725,379	16,728,524	2,736,129
(2) 経常費用							
事業費							
後履報酬	575,993	2,603,325	3,179,318	503,859	1,387,264	1,891,123	44,973,242
給料手当	3,031,559	15,327,663	18,359,222	3,019,644	8,291,245	11,310,709	5,070,441
退職給付費用	193,745	789,489	983,234	63,494	164,182	227,676	29,669,931
福利厚生費	545,162	2,688,411	3,233,573	186,003	1,455,797	1,641,800	1,210,910
旅費交通費	0	0	0	570	0	570	4,875,373
減価償却費	156,671	114,480	271,151	19,981	289,889	309,870	581,021
通信運搬費	13,332	174,691	183,023	11,270	54,306	65,576	233,599
消耗什器備品費	27,576	166,085	193,661	17,957	47,811	64,868	258,529
消耗品費	29,668	136,832	166,500	27,162	76,171	103,333	269,833
修繕費	19,318	286,729	306,047	7,973	118,700	126,673	432,720
研修費			0			0	0
印刷製本費			0			0	0
燃料費	89,703	422,350	512,053	2,132	211,796	213,928	725,981
光熱水料費	50,973	238,858	289,831	770	81,608	82,378	372,299
委託費	90,009	18,320	108,329	3,534	9,909	13,443	121,772
手数料	14,328	77,463	91,791	9,748	31,771	41,519	133,310

科 目	実施事業等会計				その他会計				合計
	実施事業 1 水道の水質 の安定に寄与 する事業	実施事業 2 水道の安定供 給の促進及び 水道に関する 知識の普及・ 啓発に寄与す る事業	共通	市民サービス事業	その他事業 1 市民サービス事業	その他事業 2 施設等維持 管理事業	共通	法人会計	
賃借料	9,794	45,897	55,691	8,856	24,827	33,683	2,736,129	89,374	
保険料	88,533	122,017	210,550	19,251	141,671	160,922	869,774	371,772	
租税公課	81,737	14,007	95,744	102,021	338,432	440,453	466,863	536,197	
管理費							20,000	20,000	
雇員報酬							75,140	75,140	
給料手当							225,803	225,803	
臨時雇賃金							151,839	151,839	
退職給付費用							189,904	189,904	
福利厚生費							33,026	33,026	
旅費交通費							6,561	6,561	
減価償却費							87,709	87,709	
通信運搬費							7,969	7,969	
消耗什器備品費							2,775	2,775	
消耗品費							63,730	63,730	
修繕費							65,709	65,709	
研修費							7,623	7,623	
印刷製本費							15,882	15,882	
燃料費							2,308	2,308	
光熱水料費							16,000	16,000	
委託費							71,403	71,403	
手数料							2,736,129	2,736,129	
賃借料							0	0	
保険料							0	0	
諸会費							0	0	
租税公課							0	0	
経常費用計	5,018,101	23,226,617	28,244,718	4,003,145	12,725,379	0	16,728,524	0	47,709,371
評価損益等調整前当期経常増減額	0	△ 133,838	133,838	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	△ 133,838	133,838	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	0						0	0	0

科 目	実施事業 1			実施事業 2			実施事業等会計			その他の会計			法人会計 内部取引 消去 合計
	水道水の水質 の安定に寄与 する事業	水道の安定供給の促進及び 水道に関する普及・啓発に寄与 する事業	共通	市民サービス事業	計	その他事業 1	その他事業 2 施設等維持 管理事業	共通	計	法人会計 内部取引 消去 合計	法人会計 内部取引 消去 合計	法人会計 内部取引 消去 合計	
2. 経常外増減の部													
(1) 経常外収益													
減価償却資産除却損相当額	521	2,439	0	2,960	471	1,320	1,791	164	1,791	11,156	4,915	11,156	
受取補助金等	521	2,439	0	2,960	471	1,320	1,791	0	1,791	11,320	16,971	16,971	
経常外収益計	521	2,439	0	2,960	471	1,320	1,791	164	1,791	11,156	4,915	11,156	
(2) 経常外費用													
減価償却資産除却損 暗黙賞金	521	2,439	0	2,960	471	1,320	0	0	0	1,791	11,320	16,971	16,971
経常外費用計	0	△ 133,838	0	133,838	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産期初残高	0	△ 133,838	0	133,838	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
II 指定正味財産増減の部													
受取補助金等	36,350	170,335	206,685	32,873	92,144	125,017	11,438	343,140	11,438	△ 33,190	△ 618,962	△ 618,962	
一般正味財産への振替額	△ 157,192	△ 116,919	△ 274,111	△ 20,452	△ 291,269	△ 311,661	△ 33,190	△ 33,190	△ 33,190	△ 21,752	△ 275,822	△ 275,822	
当期指定正味財産増減額	△ 120,842	53,416	0	△ 67,426	12,421	△ 199,065	0	△ 186,644	0	1,216,973	153,954	51,984,586	51,984,586
指定正味財産期初残高	216,410	397,249	50,000,000	50,613,659	74,005	1,142,968	1,216,973	1,216,973	1,216,973	1,030,329	132,202	51,08764	51,08764
指定正味財産期末残高	95,568	450,665	50,000,000	50,546,233	86,426	943,903	943,903	943,903	943,903	1,030,329	132,202	51,708,764	51,708,764
III 正味財産期末残高	95,568	316,827	50,133,838	50,546,233	86,426	943,903	0	0	0	0	0	0	0

4 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却方法は、定額法によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 会計方針の変更

平成25年度から「新公益法人会計基準」(平成20年12月1日実施)を適用している。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及び残高

基本財産及び特定資産の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	50,000,000	0	0	50,000,000
小計	50,000,000	0	0	50,000,000
特定資産				
什器備品	904,951	343,140	240,974	1,007,117
車両運搬具	1,079,635	0	377,988	701,647
小計	1,984,586	343,140	618,962	1,708,764
合計	51,984,586	343,140	618,962	51,708,764

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に對応する額)
基本財産				
定期預金	50,000,000	(50,000,000)	(0)	(0)
小計	50,000,000	(50,000,000)	(0)	(0)
特定資産				
什器備品	1,007,117	(1,007,117)	(0)	(0)
車両運搬具	701,647	(701,647)	(0)	(0)
小計	1,708,764	(1,708,764)	(0)	(0)
合計	51,708,764	(51,708,764)	(0)	(0)

5. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,598,467	591,350	1,007,117
車両運搬具	3,550,721	2,849,074	701,647
合計	5,149,188	3,440,424	1,708,764

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
公益事業補助金	下関市上下水道局	0	27,952,097	27,952,097	0	—
公益事業補助金	下関市上下水道局	0	343,140	343,140	0	指定正味財産
合計		0	28,295,237	28,295,237	0	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

補助金等の内訳並びに交付者、登記の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

内容	金額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	614,047
経常外収益への振替額	
固定資産除却損計上による振替額	4,915
合計	618,962

8. その他

事務所等(高尾浄水場第3倉庫3階162.3m²、および駐車場)の賃借料については、下関市上下水道局から減免許可を受けているので計算書類には計上していない。

5 附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価格	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価格
基本財産	定期預金 (西中国信用金庫市役所出張所)	10,000,000	0	0	10,000,000
	定期預金 (下関農業協同組合本所)	10,000,000	0	0	10,000,000
	定期預金 (西京銀行唐戸支店)	10,000,000	0	0	10,000,000
	定期預金 (山口銀行本店営業部)	10,000,000	0	0	10,000,000
	定期貯金 ゆうちょ銀行(下関丸山郵便局)	10,000,000	0	0	10,000,000
	基本財産計	50,000,000	0	0	50,000,000
特定資産	什器備品				
	自記録水圧計	4,254	0	1,417	2,837
	OAシステム	772,493	343,140	213,483	902,150
	事務所付帶設備	128,204	0	26,074	102,130
	車両運搬具				
	軽車両(実施事業等会計:2台)	9,532	0	9,530	2
	軽車両(その他会計:2台)	1,070,103	0	368,458	701,645
特定資産計		1,984,586	343,140	618,962	1,708,764

2. 引当金の明細

引当金は設けていない。

6 財産目録

平成26年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	手元保管	未払金及び預り金の支払いに充てるもの。	40,000
預金	普通預金 山口銀行本店営業部		2,029,194
流動資産合計			2,069,194
(固定資産)			
基本財産 預金	定期預金 西中国信用金庫市役所出張所定期預金		10,000,000
預金	下関農業協同組合本所定期預金	公益目的保有財産であり、預金利息は公益目的事業に使用している。	10,000,000
預金	西京銀行唐戸支店定期預金		10,000,000
預金	山口銀行本店営業部定期貯金		10,000,000
預金	ゆうちょ銀行(下関丸山郵便局)		10,000,000
特定資産 什器備品	自記録水圧計	公益目的保有財産	2,837
	OAシステム一式	各事業及び管理業務に使用している共有財産である。	902,150
	事務所付帯設備	管理目的保有財産	102,130
車両運搬具	軽車両4台	実施事業等会計:2台 その他会計:2台	701,647 2 701,645
固定資産合計			51,708,764
資産合計			53,777,958
(流動負債)			
未払金			2,006,748
	諸税	消費税、法人税	490,100
	退職給付金	3名	912,294
	福利厚生費	社会保険料	313,417
	時間外手当	2名	7,496
	光熱水料費	水道料金、下水道使用料、ガス料金	14,478
	委託料	HP作成費	262,500
	賃借料	コピー	6,463

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
預り金			62,446
	社会保険料	退職者3名分	62,446
流動負債合計			2,069,194
(固定負債)			0
固定負債合計			0
負債合計			2,069,194
正味財産			51,708,764

7 監査報告書

財団法人下関市水道サービス公社寄附行為第12条並びに会計規則第50条及び第51条の規定に基づき、監査を実施したところ、平成25年度の業務の執行及び収支決算について、関係諸帳簿及び証拠書類の計数は正確に符合し、基本財産についても適正に保全されていることを認めました。

平成26年 4月18日

公益財団法人 下関市水道サービス公社

監事 成部雄次

監事 日野善明

平成 26 年度

事業計画書及び収支予算書

公益財団法人 下関市水道サービス公社



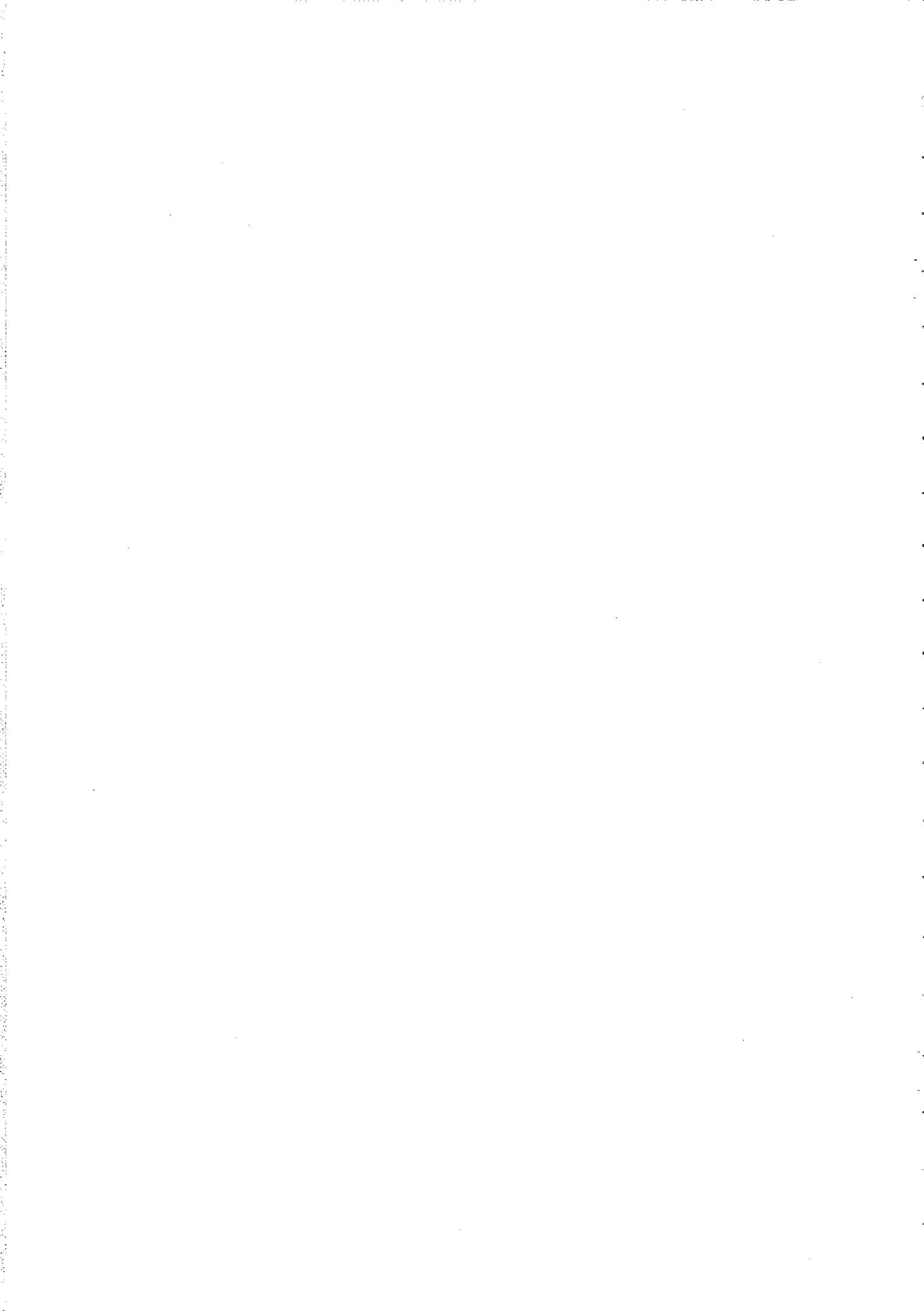
目 次

平成26年度 公益財団法人 下関市水道サービス公社事業計画書

事業計画	1 頁
1. 公益目的事業	1 頁～2頁
2. その他の事業	3 頁

平成26年度 公益財団法人 下関市水道サービス公社収支予算書

収支予算書	4 頁～5頁
収支予算書内訳表	6 頁～8頁



平成26年度 公益財団法人 下関市水道サービス公社

事業計画書

事業計画

当公社は、公衆衛生の向上と市民福祉の増進に寄与することを目的に、水道事業を補完する事業を行っております。

平成26年4月1日より、公益財団法人下関市水道サービス公社として新しくスタートを切る事となりました。

今後は、公益財団法人としての自覚と責任を持って、より一層のお客様サービスの向上に努めてまいります。

1. 公益目的事業

1) 水道水の水質の安定に寄与する事業（公益目的事業1）

ア. 小規模貯水槽水道の管理指導業務

貯水槽の管理について法的な規制を受けない小規模貯水槽水道（受水槽容量10m³以下）の施設設置者や管理者に対し、個別訪問などにより「貯水槽の管理、点検のご案内パンフレット」などの資料を配布し、適正な管理の指導、維持管理意識の啓発を行う。また、施設設置者の依頼により無料で点検を行い定期の水質検査や清掃などの指導を行い、安全で安心できる水道水の使用に寄与する。

平成26年度実施予定

- ① 地域：旧市内（東部・北部・中部）
- ② 件数：400件のビル・マンション等

イ. 配水管末水質調査業務

水道法による衛生上の措置として定められている蛇口での残留塩素濃度を0.1mg/L以上常に確保できるよう、配水管末での水質調査を定期的に行う。また、そのために測定箇所での水道水の放流量を定期的に測定し、浄水処理後の貴重な水道水の節減に努める。

平成26年度実施予定

- ①水質調査測定箇所：112箇所
- ②水質調査延件数：843件
- ③放流量測定箇所：73箇所
- ④放流量測定延件数：438件

2) 水道の安定供給の促進及び水道に関する知識の普及・啓発に寄与する事業（公益目的事業2）

ア. 宅地内給水装置診断業務

水道利用者である市民からの相談に応じ宅地内給水装置（水道メータから家屋側の給水装置所有者の管理責任範囲）の現地での診断を無料で行う。また、不具合箇所が発見された場合には、当該地域の修繕業者の紹介や依頼時における注意点等のアドバイスや漏水の発生しやすい箇所や状況の説明などを行い、市民サービスの向上に努める。

平成26年度実施予定

- ① 相談件数：3,300件
- ② 現地調査件数：2,500件

イ. 水道技術講習等業務

創設期以来の水道施設の現場技術を修繕工事業者や現役職員に技術継承することにより、安全で安心できる安定的な水道水の供給とともに、一般市民の受講希望を受け入れ、市民への水道に関する知識の普及啓発に寄与する。

平成26年度実施予定

- ① 実施日：平成27年2月頃
- ② 場所：上下水道局長府浄水場内 水道技術研修センター
- ③ 参加者：10人程度

ウ. 水道施設見学、体験業務

登録有形文化財に登録されている施設がある高尾浄水場や日和山浄水場内にある水道資料室などを案内し、目頃見ることができない浄水場の見学や、水道の歴史的成り立ちや水道水ができる仕組みについて説明し、さらに、実験や測定等の体験活動により水道に関する知識の普及啓発を行い水道事業への理解と協力を深めてもらう。

平成26年度実施予定

- ① 場所：高尾浄水場、水道資料室（日和山浄水場内）
- ② 参加者：100人

2. その他の事業

1) 市民サービス事業（その他の事業1）

ア. 水道相談業務

公社内に設置された専用電話や窓口に来られた市民から寄せられる水道に関する様々な疑問や問合せに対応し、必要に応じ上下水道局の関係課所との調整を行い、相談者に納得していただけるよう対応し、市民が水道事業への理解を深め、安心して水道利用できるよう努め、市民サービスの向上を図る。

イ. 市役所窓口業務

上下水道局庁舎と離れている市役所本庁舎に設置している上下水道局市役所窓口で、水道料金等の収納、開閉栓の受付及び水道相談対応などを行い、水道利用者である市民の利便性の向上を図る。

2) 施設等維持管理事業（その他の事業2）

ア. 災害備蓄用水管理業務

災害時においても生活に欠かすことのできない飲用水の確保を目的に、市の主要な災害発生時避難場所に配備されている災害備蓄用水の適正管理を行い、一般家庭においても災害備蓄用水の確保を推奨し、有料頒布、配達を行う。また、災害ベンダー自販機設置業者への対応など全ての災害備蓄用水を管理し、災害時における飲用水の確保に努める。

イ. 内日貯水池維持管理業務

下関市の水道事業創設期からの独自水源である内日貯水池及び周辺清浄地の適正な維持管理及び内日～石原間の導水線路の巡視を行う。施設管理を確実に効率的に行うことにより、貯水池の水質保全や水量の温存を図り、原水の安定的した供給に寄与する。

ウ. 水道メータ管理業務

水道メータの開閉栓や計量法に定められた有効期限に基づく検定満期などによる水道メータの入庫や出庫とともに、水道メータの指針データの水道料金システムへの入力など、水道メータの管理を行う。

平成26年度 公益財団法人 下関市水道サービス公社

収支予算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	69,000	134,000	△ 65,000
基本財産受取利息	69,000	134,000	△ 65,000
指定正味財産からの振替額	563,000	613,000	△ 50,000
減価償却費相当額	563,000	613,000	△ 50,000
事業収益	21,853,000	23,159,000	△ 1,306,000
受取補助金等	30,548,000	29,132,000	1,416,000
雑収益	12,000	20,000	△ 8,000
普通預金受取利息	2,000	10,000	△ 8,000
その他雑収益	10,000	10,000	0
経常収益計	53,045,000	53,058,000	△ 13,000
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	50,273,000	50,836,000	△ 563,000
給料手当	5,302,000	5,289,000	13,000
臨時雇賃金	33,421,000	33,251,000	170,000
退職給付費用	0	200,000	△ 200,000
福利厚生費	1,193,000	886,000	307,000
被服費	5,691,000	5,505,000	186,000
旅費交通費	0	139,000	△ 139,000
減価償却費	35,000	34,000	1,000
通信運搬費	527,000	602,000	△ 75,000
消耗什器備品費	293,000	288,000	5,000
消耗品費	11,000	151,000	△ 140,000
修繕費	266,000	232,000	34,000
研修費	578,000	651,000	△ 73,000
印刷製本費	0	4,000	△ 4,000
燃料費	851,000	728,000	123,000
光熱水料費	402,000	369,000	33,000
委託費	72,000	136,000	△ 64,000
手数料	223,000	203,000	20,000
賃借料	126,000	135,000	△ 9,000
保険料	392,000	382,000	10,000
賠償金	0	1,000,000	△ 1,000,000
諸会費	0	17,000	△ 17,000
租税公課	890,000	620,000	270,000
雑費	0	14,000	△ 14,000
管理費	2,772,000	2,222,000	550,000
役員報酬	927,000	929,000	△ 2,000
給料手当	536,000	531,000	5,000
臨時雇賃金	200,000	0	200,000
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	220,000	220,000	0

単位(円)

科 目	当年度	前年度	増減
被服費	310,000	0	310,000
旅費交通費	168,000	142,000	26,000
減価償却費	36,000	11,000	25,000
通信運搬費	6,000	13,000	△ 7,000
消耗什器備品費	68,000	0	68,000
消耗品費	7,000	13,000	△ 6,000
修繕費	5,000	7,000	△ 2,000
研修費	5,000	80,000	△ 75,000
印刷製本費	64,000	62,000	2,000
燃料費	1,000	1,000	0
光熱水料費	18,000	16,000	2,000
委託費	81,000	93,000	△ 12,000
手数料	6,000	6,000	0
賃借料	24,000	24,000	0
保険料	2,000	2,000	0
諸会費	16,000	0	16,000
租税公課	72,000	71,000	1,000
雑費	0	1,000	△ 1,000
経常費用計	53,045,000	53,058,000	△ 13,000
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
減価償却資産除却損相当額	0	0	0
受取補助金等	1,000,000	0	1,000,000
経常外収益計	1,000,000	0	1,000,000
(2) 経常外費用			
減価償却資産除却損	0	0	0
賠償金	1,000,000	0	1,000,000
経常外費用計	1,000,000	0	1,000,000
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	1,707,000	454,000	1,253,000
一般正味財産への振替額	△ 563,000	△ 613,000	50,000
当期指定正味財産増減額	1,144,000	△ 159,000	1,303,000
指定正味財産期首残高	51,718,000	51,975,000	△ 257,000
指定正味財産期末残高	52,862,000	51,816,000	1,046,000
III 正味財産期末残高	52,862,000	51,816,000	1,046,000

※設備投資については軽車両1台、漏水探知機1台、OAシステムの更新を予定している。

平成26年度 公益財団法人 下関市水道サービス公社

收支予算書内訳表

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計 計	内部取引 消去	合計
	公益目的事業 1 水道の水質 の安定に寄与 する事業	公益目的事業 2 水道の安定供 給の促進及び 水道に関する 知識の普及・ 啓発に寄与す る事業	その他事業 1 市民サービス 事業	その他事業 2 施設等維持 管理事業			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	69,000	69,000			0		
指定正味財産受取利息	149,000	182,000	29,000	316,000	345,000	36,000	69,000
減価償却費相当額	33,000	182,000	29,000	316,000	345,000	36,000	563,000
事業収益	3,078,000	3,075,000	4,135,000	14,640,000	18,775,000	0	563,000
受取補助金等	2,403,000	25,322,000	0	89,000	89,000	2,734,000	21,853,000
普通預金受取利息							30,548,000
その他収益	5,514,000	25,471,000	69,000	31,054,000	4,253,000	10,000	12,000
経常収益計	5,514,000	25,540,000	31,054,000	4,253,000	14,966,000	10,000	2,000
(2) 経常費用	603,000	2,721,000	3,324,000	527,000	7,451,000	19,219,000	10,000
事業費	3,662,000	17,006,000	20,668,000	3,212,000	9,541,000	12,753,000	53,045,000
給料手当	0	815,000	815,000	0	378,000	378,000	5,302,000
退職給付費用	671,000	3,083,000	3,754,000	217,000	720,000	1,937,000	33,421,000
福利厚生費	0	12,000	12,000	7,000	16,000	23,000	1,193,000
旅費交通費	33,000	149,000	182,000	29,000	36,000	345,000	5,691,000
減価償却費	15,000	175,000	190,000	14,000	89,000	103,000	35,000
通信運搬費	0	11,000	11,000	0	0	0	527,000
品評会費	30,000	137,000	167,000	26,000	73,000	99,000	293,000
消耗品費	81,000	259,000	340,000	15,000	223,000	238,000	111,000
修繕費	131,000	464,000	0	0	0	0	266,000
研修費	56,000	257,000	313,000	1,000	253,000	256,000	578,000
印刷製本費						0	0
燃料費							851,000
光熱水料費							402,000

科 目	公益目的事業 1 水道水の水質 の安定に寄与す る事業	公益目的事業 2 水道の水質供 給の安定及び 水道に関する 知識の普及、 啓発に寄与す る事業	公益目的事業会計			収益事業等会計			内部会計 合計
			計	その他事業 1 市民サービス 事業	その他事業 2 施設等維持 管理事業	共通	法人会計 合計		
委託費	9,000	36,000	45,000	8,000	19,000	27,000	72,000	72,000	
手数料	24,000	119,000	143,000	20,000	60,000	80,000	223,000	223,000	
賃借料	14,000	64,000	78,000	13,000	35,000	48,000	126,000	126,000	
保険料	60,000	187,000	247,000	6,000	139,000	145,000	392,000	392,000	
租税公課	125,000	45,000	170,000	155,000	565,000	720,000	890,000	890,000	
管理費							2,772,000	2,772,000	
役員報酬							927,000	927,000	
給与							536,000	536,000	
手当							200,000	200,000	
賞賛金							0	0	
退職慰労金							220,000	220,000	
福利厚生費							310,000	310,000	
被服費							168,000	168,000	
旅費交通費							36,000	36,000	
宿泊費							6,000	6,000	
会議費							68,000	68,000	
退職慰労品費							7,000	7,000	
福利厚生品費							5,000	5,000	
被服品費							5,000	5,000	
旅費交通機器備							64,000	64,000	
宿泊品費							1,000	1,000	
会議品費							18,000	18,000	
退職慰労品費							81,000	81,000	
福利厚生品費							6,000	6,000	
被服品費							24,000	24,000	
修繕費							2,000	2,000	
消耗品費							16,000	16,000	
研究費							72,000	72,000	
燃料費							72,000	72,000	
委託料							0	0	
手数料							0	0	
賃借料							0	0	
保険料							0	0	
会員費							0	0	
経常費用計	5,514,000	25,540,000	31,054,000	4,253,000	14,966,000	0	2,772,000	2,772,000	
評価損益等調整前	0	△ 69,000	69,000	0	0	0	0	0	
評価損益等々計	0	△ 69,000	69,000	0	0	0	0	0	
当期経常増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期経常増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計			内部取引消去	合計
	公益目的事業 2	水道水の水質与 水道の安定供 給の促進及び 水道に関する 知識の普及・ 啓発に寄与す る事業	その他事業 1	市民サービス事業	その他の事業 2	施設等維持 管理事業	
1 水道水の水質与 水道の安定する事 業	共通	0	0	0	0	0	0
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益 減価償却資産余却損相当額 受取補助金等		0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用 減価償却資産除却損 賠償金		0	0	0	0	0	0
経常外費用計		0	0	0	0	0	0
経常外費用 減価償却資産用		△ 69,000	69,000	0	0	0	0
経常外費用 賠償金		0	0	0	0	0	0
経常外費用計		△ 69,000	69,000	0	0	0	0
当期経常外増減額		△ 69,000	69,000	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額		△ 69,000	69,000	0	0	0	0
一般正味財産期末残高		0	0	0	0	0	0
一般正味財産期末残高		0	0	0	0	0	0
II 指定正味財産増減の部		1,280,000	1,280,000	△ 29,000	△ 316,000	0	427,000
受取補助金等		△ 149,000	△ 182,000	△ 29,000	△ 316,000	0	△ 36,000
一般正味財産への振替額		△ 33,000	△ 1,098,000	△ 29,000	△ 316,000	0	△ 345,000
当期指定正味財産増減額		△ 33,000	1,131,000	0	△ 316,000	0	391,000
指定正味財産期末残高		97,000	454,000	50,551,000	88,000	946,000	133,000
指定正味財産期末残高		64,000	1,585,000	50,000,000	51,649,000	630,000	689,000
III 正味財産期末残高		64,000	1,516,000	50,069,000	51,649,000	630,000	689,000